

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0713)
処分担当名	同上
処分の名称	認定の取消し
概要	都道府県知事等（大阪市）は、公害健康被害認定審査会の意見をききその認定に係る者の指定疾病がなおつたと認めるときは、認定を取り消します。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第9条 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第9条 公害健康被害補償法に基づくぜん息性気管支炎の認定について（昭和55年5月20日環保業第331号） 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号）
処分基準	第9条 都道府県知事は、公害健康被害認定審査会の意見をききその認定に係る者の指定疾病がなおつたと認めるときは、認定を取り消すものとする。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000018210.html
備考	